

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
16	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	補助金活用や基金制度創設など、緑地保全に向けた仕組みづくりの推進	公有地化の視点やトラスト制度等を踏まえて、緑地保全のための特定財源等の確保に関する検討を行い、緑地保全を推進します。	保全・仕組みづくりの検討	令和4年3月に、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化した「みどりの基本計画」を策定し、湧き水緑地トラスト制度、クラウドファンディング、ネーミングライツの活用等による財源確保を検討していくことを位置づけた。	△	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、財源確保策について検討する。	公園みどり課
17			貴重な動植物の調査と市民への公表	市内にある貴重な動植物を調査・保全し、その結果を公表し、啓発に繋がります。	動植物の調査・公表	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため市のイベントが中止となり、啓発(和光市自然環境マップの配布)の機会が減少した。	△	貴重種の生息域の変化などを注視して調査・保全を継続。市民への啓発について、和光市自然環境マップの活用とともに、他の啓発に効果的なツールの企画・制作についても検討していく。	環境課
18	実施主体の妥当性	川の国応援団(埼玉県)	緑地や湧水、河川の保全と緑の回廊の形成	斜面林や湧水の保全、埼玉県水辺再生事業などを通じた河川の保全活動を推進します。	保全活動の推進	県の川の国応援団制度に基づく保全活動へのゴミ回収等の協力を行った。県と協力し、ボランティアと共に実施している荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった。	○	川の国応援団への協力を引き続き継続するとともに、重要な緑地、湧水、河川の状況を随時把握していく。荒川河川敷不法投棄物一斉撤去は例年の参加団体に継続していただけるよう協力を求めていく。	環境課(県)
	計画との関連性について再検討	みどりの基本計画				令和4年3月に、「緑の基本計画」と「緑地保全計画」を一本化し、みどりの将来像を掲げ、その将来像を実現するために基本方針等を定めた「みどりの基本計画」を策定した。	△	令和4年3月策定の「みどりの基本計画」に基づき、基本方針等を踏まえ、各種施策を展開する。	公園みどり課
19	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	保全地区や保存樹木の追加指定について検討・実施するとともに、支援制度の拡充について検討します。	制度拡充の検討・追加指定	県内の保存樹木制度の情報収集を行った。	△	令和3年度策定の「みどりの基本計画」に沿って施策を推進していく。	環境課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
19	法令等に基づく施策	緑の保護および緑化推進に関する条例等	民有地における自然環境保全のための支援制度の実施・拡大	保全地区や保存樹木の追加指定について検討・実施するとともに、支援制度の拡充について検討します。	制度拡充の検討・追加指定	令和3年度においては、保全地区については追加指定及び解除はなかったが、保存樹木については追加指定が1本、解除が22本あり、指定している本数は減少した。	△	保存樹木の所有者への支援制度について、見直しを検討する。	公園みどり課
20	法令等に基づく施策／他計画に基づく事業(評価の重複)	緑の保護および緑化推進に関する条例等(埼玉県)	民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	市と環境団体との協働による維持管理を推進します。	維持管理	白子宿特別緑地保全地区やわくわくパークにおいて、公共施設美化サポーター制度や県の川の国広援団制度に基づき維持管理の協力を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課
	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	民有地にある斜面林や湧水などの市民参加による維持管理	市と環境団体との協働による維持管理を推進します。	維持管理	市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行った。	○	今後も引き続き、市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行う。 また、令和4年3月策定の「 <u>みどりの基本計画</u> 」に基づき、地域住民等が参加できるようなマッチングの仕組みづくりを検討する。	公園みどり課
21			湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	埼玉県や周辺自治体との連携を図りながら、湧水地等の所有者と話し合いを行い、自然環境の一体的な保全を行います。	連携・保全	和光市自然環境マップや国・県の湧水地ポータルサイトによる周知を行っている。	○	県や周辺自治体と情報を共有しながら、湧水地周辺の自然環境の一体的な保全を行っていく。	環境課
21	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	湧水地周辺の自然環境の一体的な保全と周辺自治体との連携	埼玉県や周辺自治体との連携を図りながら、湧水地等の所有者と話し合いを行い、自然環境の一体的な保全を行います。	連携・保全	大坂ふれあいの森において、今後の公有地化に必要な土地面積を確定させるため、測量業務に着手した。	○	大坂ふれあいの森において、公有地化を目指して取り組む。 また、令和4年3月策定の「 <u>みどりの基本計画</u> 」に基づき、涵養域を湧水保全区域として指定し、より効果的に湧水を保全する検討を進める。	公園みどり課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針1(重点方針) 豊かな自然環境の保全

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
22			生物の多様性やその生態系を重視した自然の保全	生物の生息地としての緑地や水辺環境を保全し、生物多様性や生態系の保全を図ります。	緑地・水辺環境の保全	生態系保全のため、特定外来生物であるアライグマの駆除を行った。	○	市の生物多様性や生態系を維持するため、特定外来生物の駆除を機動的に行っていく。	環境課
22	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	生物の多様性やその生態系を重視した自然の保全	生物の生息地としての緑地や水辺環境を保全し、生物多様性や生態系の保全を図ります。	緑地・水辺環境の保全	生息環境や生態系の保全に配慮しながら、緑地等の保全を行った。	○	令和4年3月策定の「 <u>みどりの基本計画</u> 」に基づき、樹林地の保全として、市民との協働により生物多様性に配慮した維持管理を進める。	公園みどり課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
23	法令等に基づく施策	和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例	計画的な生産緑地の追加指定	生産緑地の追加指定を計画的に行います。	追加指定	令和3年度においては、生産緑地地区の指定について、地区数は2地区増加したが、解除もあったため、面積は約0.34ha減少した。また、特定生産緑地の指定を行った。	○	令和元年度に定めた「 <u>和光市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例</u> 」により、面積要件を緩和したことについて周知を続け、基準に合致するものについては追加指定を進めていく。	公園みどり課
24	計画との関連性について再検討	都市農業振興計画	環境保全型農業の促進	景観作物の栽培や畑の縁辺部植栽及び低農薬・有機農業の促進を図ります。	景観作物の栽培と畑の縁辺部植栽・低農薬・有機農業の促進	アグリパークにおいて、農業団体の協力を得て、景観作物の球根3800株を植栽した。特別栽培農産物の認定に向けて、農業者団体への申請に係る支援を行った。	○	景観作物の植栽を継続する。特別栽培農産物の認定取得について、農業者や農業団体に申請を働きかける。	産業支援課
25	計画との関連性について再検討	都市農業振興計画	農産物の地産地消の推進	学校給食への市内産農産物供給や駅前等でのまちかど販売を開催します。	学校給食への市内農産物供給・駅前等でのまちかど販売の開催	農業者の協力を得て18品目の市内産農産物を学校給食に提供した。軽トラ市を年間10回実施し、採れたて野菜まちかど販売(午房コミュニティセンター)を年間11回開催した。	○	学校給食への市内農産物の提供、軽トラ市等を継続的に実施し、「わか産わか消」を勧める	産業支援課
26	計画との関連性について再検討	都市農業振興計画	市民農園・体験型農園・学校農園の利用促進	市民農園・体験型農園の利用促進とアグリパークを活用した農業体験事業を実施します。	市民農園・体験型農園の利用促進・農業体験事業の実施	市民農園は利用率が100%でキャンセル待ちになっている。農業体験センターで実施する農業体験事業(じゃがいも収穫体験)は延べ186人が参加した。	○	市民農園の区画の拡充をする。今後の状況を見極めコロナ禍でも参加できる事業を企画実施する。	産業支援課
27	他計画に基づく事業(評価の重複)	史跡午王山遺跡保存活用計画、古民家管理規則等	午王山遺跡・旧富岡家住宅などの文化財の維持管理	所有者との協議を実施し、維持管理を行います。	維持管理	史跡午王山遺跡の市有地及び市管理地について、除草・防草等維持管理を行った。旧富岡家住宅については日常的な維持管理を和光市古民家愛好会と協働して行った他、必要な修繕等を実施した。その他文化財については適宜パトロール等を実施した。	◎	『史跡午王山遺跡保存活用計画』に基づき、午王山遺跡の適切な保存・活用を行うほか、市指定文化財が適切に保存されるよう努める。	生涯学習課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
28	法令等に基づく施策／計画との関連性について再検討	文化財保護条例等	文化財保全のための組織・人材育成の支援	文化財保全のために必要な組織づくり及び人材育成への支援を行います。	組織づくり・人材育成への支援	新倉ふるさと民家園の管理運営を協働して行っている和光市古民家愛好会が実施するサポーターの養成等を支援した。無形民俗文化財の白子囃子・ささら獅子舞の保存に資するため、会の活動の維持等を目的に補助金を交付して支援した。	○	引き続き会の活動を支援していく。	生涯学習課
29	法令等に基づく施策／計画との関連性について再検討	文化財保護条例等	伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助、伝承機会の拡充	市民団体との協働により伝統行事や郷土芸能などの発掘・保存の援助を行うとともに、伝承機会の拡充を図ります。	発掘・保存の援助・伝承機会の拡充	無形民俗文化財の白子囃子・ささら獅子舞の保存に資するため、会の活動の維持等を目的に補助金を交付して支援している。また、ささら獅子舞が実施する会の活動記録の保存を支援した。	○	引き続き会の活動を支援しながら、会の維持のために必要な講座の実施等を検討していく。	生涯学習課
30	法令等に基づく施策	まちづくり条例	開発事業における自然環境配慮の推進と環境配慮指針の導入	まちづくり条例対象事業における自然環境への配慮の周知徹底を行います。	周知徹底	まちづくり条例で自然環境への配慮を規定しており、開発事業の際の遵守事項としているため、必要に応じて指導等を行っている。	○	今後もまちづくり条例の関係規定について適切な運用を行っていく。	環境課
31	他計画に基づく事業(評価の重複)	公共施設等総合管理計画等	環境・景観に配慮した公共施設の推進	環境・景観に配慮した公共施設整備を行います。	環境・景観に配慮した公共施設整備	公共施設整備実績なし	—	—	関係課
32	計画との関連性について再検討	土地区画整理事業	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施します。	環境に配慮した面的整備の実施	まちづくり条例で自然環境への配慮を規定しており、土地区画整理事業施行中の区域内においての開発事業の際の遵守事項としているため、必要に応じて指導等を行っている。	○	今後もまちづくり条例の関係規定について適切な運用を行っていく。	環境課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
32	計画との関連性について再検討	土地区画整理事業	土地区画整理事業の面的整備における環境配慮の推進	土地区画整理事業の面的整備については、環境に配慮し実施します。	環境に配慮した面的整備の実施	緑豊かなまちを形成を目指し、白子三丁目中央土地区画整理事業地区においては、3箇所の公園(2,153.92㎡)、越後山土地区画整理事業地区においては、1箇所の公園(4,500.6㎡)と7箇所のポケットパーク(271.03㎡)を整備計画している。(うち越後山の公園については、H26年度に整備済み)	○	白子三丁目中央、越後山土地区画整理事業地区における未整備の公園及びポケットパークを整備する。また、現在検討中の和光北インター東部地区の土地区画整理事業についても、面的整備における環境配慮の推進を行う。	都市整備課
						令和2年度から繰越明許費となった区画道路12-1号線を歩道を含めて整備した。また、雨水を貯留・浸透するトレンチ施設を区画道路12-1号線に1か所設置した。	○	今後も権利者の合意形成や建物等の移転交渉の状況により、適直施工計画の見直しを行い、今後もよりスピード感を持って、早期完成に向け取り組む。	駅北口土地区画整理事業事務所
33	実施主体の妥当性	川の国応援団(埼玉県)	水辺で親しめる河川空間の整備	越戸川・白子川における水辺再生空間の維持管理を行います。	維持管理	川の国応援団制度に基づく保全活動へのゴミ回収等の協力を行った。また、河川の白濁等の通報に対し、必要に応じて県と連携し、早急に現場確認等を行った。	◎	川の国応援団への協力は引き続き継続する。また、市民団体の自主的な活動について、市民への情報提供等にも協力していく。	環境課(県)(計画)
34	法令等に基づく施策	景観条例、景観計画	景観条例、景観計画に基づく良好な景観の形成	景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行います。	景観条例・景観計画に基づく啓発指導・景観重要建造物・景観重要樹木の指定	令和3年度において、景観条例や景観重要建造物及び景観重要樹木への支援方法検討など踏まえた景観計画の見直しに関する取組みを都市計画マスタープランの取り込み、上位計画として位置づけることとした。	○	令和4年度以降、景観条例・景観計画に基づく啓発指導及び景観重要建造物・景観重要樹木の支援方法検討などを考慮した景観計画などの見直し方法の検討を行う。	都市整備課
35			ポイ捨て・路上喫煙防止条例に基づく美化活動の促進	市が任用した美化推進員による美化推進地域の清掃活動を促進します。	美化推進地域の清掃活動の促進	和光市駅周辺の美化推進地域において、6名の美化推進員による清掃活動をのべ427回実施し、460kgのごみを回収するとともに、広報への特集記事の掲載をし、啓発を行った。また、28件の路上喫煙を指導した。	◎	今後も引き続き美化活動を継続していく。路上喫煙の防止の呼びかけをキャンペーン等を通して積極的に行っていく。	環境課(計画)

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
36	法令等に基づく施策	土砂等のたい積の規制に関する条例等	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行います。	土地利用に関して法令による指導	水道道路沿いの残土事業者に対し、残土の量が多くなった際に市職員が残土条例に基づく指導を行った。	○	危険な残土や資材置き場について、周辺住民へ安全性を脅かしたり、作業による騒音振動等の被害がでないよう事業者に求めていく。	環境課(推進)
		農地経営基盤強化促進法等				違法転用の改善を行うことと共に違反転用の発生抑制に向けた周知に努めた。農地利用集積事業を農地所有者及び借り受け希望者に周知し、新たな農地利用集積計画を策定した。	◎	今後においても農地法に基づく適切な農地転用に係る手続きが行われるよう周知を行う。農地利用の最適化に向けて、農業者へ制度周知を行い、農地利用集積計画の策定を促進する。	農業委員会
36	法令等に基づく施策	都市計画法、景観法等	良好な環境を形成するための適正な土地利用に向けた市民・事業者への指導	土地利用に関して法令による指導を行い、周知・徹底を行います。	土地利用に関して法令による指導	令和3年度において、都市計画法に関する事務、景観法に関する事務等実施して、土地利用に関する法令による指導を行い、周知・徹底を行った。	○	令和4年度においても、都市計画法に関する事務、景観法に関する事務等実施して、土地利用に関する法令による指導を行い、周知・徹底を行う。	都市整備課
37			花や緑のあふれる空間づくりの推進	公園などにおける植栽の維持管理を行います。	植栽の維持管理	市内で環境美化活動を行う美化サポーターに対して、制度に基づく役割分担としてゴミの回収や物品等の支給を行った。	◎	今後も継続して取組を行う。	環境課
37	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	花や緑のあふれる空間づくりの推進	公園などにおける植栽の維持管理を行います。	植栽の維持管理	公園などにおいて、市民団体等の協力を得ながら、樹木の剪定や草刈り等を行い、植栽の維持管理を行った。	○	今後も引き続き、市民団体等の協力を得て、公園などにおける植栽の維持管理を適切に行う。	公園みどり課

望ましい姿2 豊かな水と緑を守り育み伝えるまち
方針2 自然と調和した美しいまちの形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
38	法令等に基づく施策	まちづくり条例	まちづくり条例による緑化の促進	まちづくり条例に基づいて緑化についての協議・指導を行い、緑化を促進します。	まちづくり条例に基づく協議・指導	まちづくり条例に基づき、一定規模以上の開発行為等を行う際には、開発事業者等に対して緑化についての協議・指導を行い、敷地内の緑化を進めた。	○	まちづくり条例の適切な運用を図り、緑化を促進する。	公園みどり課

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針1(重点方針) 循環型社会の形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
39	他計画に基づく事業(評価の重複)	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画の推進	第五次一般廃棄物処理基本計画の推進及び第六次一般廃棄物処理基本計画の策定・推進を行います。	第五次一般廃棄物処理計画の推進・第六次一般廃棄物処理基本計画の策定	第五次一般廃棄物処理基本計画が令和4年度までの計画であるため、和光市廃棄物減量等推進審議会において、令和5年度以降の計画である「第6次和光市一般廃棄物処理基本計画」の策定に向けた審議を行った。	◎	第6次和光市一般廃棄物処理基本計画策定に向け、和光市廃棄物減量等推進審議会にて審議を行い、パブリック・コメント等を実施した上で、令和4年度末までに計画を策定する。	環境課
40	他計画に基づく事業(評価の重複)	一般廃棄物処理基本計画等	ごみ減量・分別に関する普及・啓発	広報・ホームページを活用したごみ減量や分別に関する啓発を行います。	ごみ減量・分別の啓発	広報・ホームページ、ごみ分別パンフレット等により、市民にごみ減量や分別の啓発を行った。	◎	わかりやすく和光市のごみの分別方法をホームページや広報等で情報提供を継続していく。	環境課
41	他計画に基づく事業(評価の重複)	一般廃棄物処理基本計画等	資源の再利用に関する普及・啓発	リユースの啓発を行います。	リユースの啓発	リサイクル展示場を開場し、希望者に展示品の提供を行った	◎	引き続き広報等を通じて再利用の普及や啓発を図る。	環境課
42	他計画に基づく事業(評価の重複)	都市農業振興計画等	農業廃棄物の再資源化の推進	農業用廃プラスチックの適正処理を推進します。	農業用廃プラスチックの適正処理の推進	農業用廃プラスチック収集処理事業を年2回実施し、延べ45件の農業者から3480kgの廃プラスチックを収集処理した。	◎	収集処理事業を定期的を実施し、農業者が廃プラスチックを保管する負担の軽減を図るとともに、再資源化を進める。	産業支援課
43	環境基本計画による管理が及ばない施策/実施主体の妥当性	循環型社会形成推進地域計画等	広域処理施設の整備	広域でごみ処理施設の整備を行います。	施設計画の策定・建設に係る調査	ごみ広域処理施設の整備は令和2年10月に設立された「朝霞和光資源循環組合」で行う。	◎	朝霞・和光資源循環組合において、令和10年度のごみ広域処理施設の整備に向け、各種調査、用地取得、建設工事を実施していく。	環境課

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針1(重点方針) 循環型社会の形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
44	計画との関連性について再検討	一般廃棄物処理基本計画	ごみの集積所での散乱防止対策の指導	自治会等への周知啓発及び集積所設置時の啓発指導を行います。	自治会等への周知啓発・集積所設置時の啓発指導	ごみ集積所が散乱していると市民から連絡のあったごみ集積所に看板の設置を行ったり、集積所を利用しているアパート等に啓発文書やごみ分別パンフレットの配布を行った。	○	ごみ当番や管理人がいないごみ集積所の散乱防止の検討を行う必要がある。	環境課
45	計画との関連性について再検討／実施主体の妥当性	廃棄物処理法	不法投棄対策の推進	監視・啓発活動について検討し、継続した取組を実施します。	監視・啓発活動	不法投棄多発場所に警告看板の設置を行った。	○	効果的な不法投棄対策を検討していく必要がある。	環境課(県)

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針2 住みやすい生活環境の形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
46	法令等に基づく施策	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	日常生活や事業活動に伴う騒音・振動・悪臭防止の推進	事業活動に伴う騒音・振動・悪臭に対する指導及びホームページ等を活用した啓発活動を行います。	指導・啓発活動	市ホームページやチラシ等により、騒音・振動・悪臭等の防止啓発に務めた。また、48件の苦情に対応した。	◎	今後も継続して、原因者への指導及び啓発を行い苦情件数の減少を目指す。	環境課
47	法令等に基づく施策	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	調査監視体制の充実	公害関係調査の分析を行い、迅速に事後対策を進めます。	公害関係調査の分析・事後対策	河川水質・悪臭・沿道環境の各調査を実施し、その結果の分析を行った。	◎	各調査結果を基に効果的な対策を検討するとともに、関係機関とも連携し機動的に対応していく。	環境課
48	法令等に基づく施策／計画との関連性について再検討	道路管理者の施策(道路法等)	騒音・振動対策のための路面の適正管理	騒音・振動対策として路面の適正管理を行います。	路面の適正管理	路面性状調査を行い路面の状況を把握するとともに、騒音・振動対策のための舗装修繕を行った。	○	すべての騒音・振動対策を実施することは財政的に困難である。	道路安全課
49	法令等に基づく施策／効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)	大気汚染防止法等	大気汚染対策の推進	野焼きなどの大気汚染防止に向けた指導を行い、ホームページ等を活用した啓発活動を行います。	指導・啓発活動	市ホームページや広報、農業新聞等により、小型焼却炉や野焼きに関して啓発情報を掲載した。また、12件の野焼きの苦情に対応した。	◎	今後もホームページ、広報、農業新聞等の媒体を活用して注意喚起していくとともに現場での口頭指導を実施していく。	環境課
50	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		自動車利用の抑制や環境にやさしい運転などの普及・啓発	ホームページ等を活用した啓発活動を行います。	啓発活動	日常生活における自動車利用の抑制のための情報収集等を行った。	△	エコドライブを始めとして、車利用についての環境配慮事項をまとめて市民に周知していく。	環境課

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針2 住みやすい生活環境の形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
51	法令等に基づく施策	浄化槽法	浄化槽管理者に対する適正な維持管理の指導と啓発	浄化槽管理者に対し、徹底した指導及び啓発活動を行います。	指導・啓発活動	法定検査未受検の浄化槽所有者266件に対して個別に啓発指導の文書を送付した。そのほか、広報に特集記事を掲載した。受験率が令和2年度24.6%から、令和3年度24.5%に減少した。個別訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした。	◎	浄化槽利用者に自覚を持って適正な管理をしてもらうよう広報や個別に手紙を送付し説明と啓発を実施していく。また、技術面では必要に応じて県と連携していく。	環境課
52	法令等に基づく施策	下水道事業管理者の施策(下水道法等)	未整備地区への公共下水道の整備	事業計画区域内の公共下水道の整備と接続促進を図ります。	整備・接続促進	・公共下水道の整備を関係機関と連携して取組んだ結果、令和3年に229.3m整備し、97.2%の整備率となった。 ・職員等による啓発活動の結果、令和3年度で3件の浄化槽からの切り替えがあった。	◎	・引き続き、和光市駅北口土地区画整理事業等の汚水整備に取り組む。 ・更なる啓発活動により、未だ接続されていない住宅の接続を促していく。	下水道課
53	法令等に基づく施策／実施主体の妥当性	水質汚濁防止法等	河川水質調査体制の整備と周辺自治体との連携	水質調査の分析や事後対策及び白子川流域環境協議会等を通じた周辺自治体と合同の水質調査を実施します。	水質調査の分析・事後対策・合同水質調査の実施	白子川流域協議会(板橋区、練馬区、和光市)において、年2回の合同水質調査を実施。視察や研修が新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止となった。担当者会を令和3年11月19日に実施した。	◎	河川水質検査結果を年度ごとにホームページで公表し、安全性を市民が確認できるようにする。2区とは引き続き連携を図り、情報共有を行っていく。	環境課(県)
54	計画との関連性について再検討／効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)	水道事業管理者の施策(水道法等)	市民の節水意識の向上	節水意識を高めるため、啓発活動を実施します。	啓発活動	感染症の拡大により計画していた全国水道週間における南浄水場見学は行えなかったが、PR動画として“水が届くまで”及び“水が届いてから”を和光市YouTubeチャンネルで配信し、水道の大切さを配信した。	○	現行の取組を維持しながら、さらなる充実を図る。	水道施設課
55	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		雨水の利用や地下浸透の促進	雨水利用や地下浸透の促進に関する啓発活動を実施します。	啓発活動	雨水貯留槽の設置3件に対し補助金を交付した。また、広報に記事を掲載し啓発を行った。	◎	制度の周知を強化し、申請を促していく。 雨水浸透施設については、市の特微的な湧水保全のためにも有効なので、積極的に周知していく。	環境課

望ましい姿3 安全で住み良い環境を未来につなぐまち
方針2 住みやすい生活環境の形成

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
55	計画との関連性について再検討	下水道事業管理者の施策(下水道法等)	雨水の利用や地下浸透の促進	雨水利用や地下浸透の促進に関する啓発活動を実施します。	啓発活動	戸建住宅をはじめ民間施設の建設にあたり、 <u>地下浸透施設の設置を義務づけ</u> している。	◎	引き続き、関係部署と連携し、地下浸透の促進に取り組む。	下水道課
56	計画との関連性について再検討 効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)	一般廃棄物処理基本計画	蛍光灯や殺虫剤などの有害廃棄物の適正処理の啓発	<u>ホームページ等を活用した啓発活動</u> を行います。	啓発活動	ホームページや広報誌、ごみ分別パンフレットにより有害ごみの処理について啓発を行った。	◎	市民に対し、市の広報、ホームページ等により注意喚起を行っていく。	環境課
57	環境基本計画による管理が及ばない施策		<u>放射性物質による環境汚染対策</u>	市内の空間放射線量を測定し、ホームページ等公表します。	測定・公表	各施設所管課において、年4回(3ヶ月に1回)測定を行い、環境課がその取りまとめを行った。	◎	測定体制の見直しを行い、継続する。	環境課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針1(重点方針) パートナーシップの強化

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
58			環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催します。	環境講座の開催	市民協働事業の夏休みジャブジャブ大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施しなかった。 また、省エネコンテストにおいて温暖化防止講演会を実施し、34名が参加した。	○	事業が好評であるため、今後も引き続き実施していく。	環境課
58	他計画に基づく事業(評価の重複)	公民館における講座は「公民館運営審議会」において評価	環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催します。	環境講座の開催	公民館において、自然環境学習に焦点をあてた子ども向けの講座を企画したがコロナ禍のため中止となった。	△	今後も子ども向けの環境講座を企画・実施していく。	生涯学習課
58	他計画に基づく事業(評価の重複)	学習指導要領等	環境教育・環境学習の推進	子ども向けの環境講座や環境スクールを開催します。	環境講座の開催	理科・社会・生活科・総合的な学習の時間等、 <u>年間指導計画</u> に基づき、発達段階に応じた環境学習を実施する。	○	学校教育の中では、日常的な授業において環境教育を実施していくことを基本としつつ、地域の実情等必要に応じて環境教育に関するゲストティーチャーを招き、環境に関する学習内容の充実を図っていく。	学校教育課
59	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発	事業者への環境マネジメントシステムの普及・啓発を行います。	啓発活動	HPに国や県の事業者向け温暖化対策補助金等の紹介を掲載した。	○	環境マネジメントシステムの普及・啓発を推進していく。	環境課
60			市内の研究機関や事業者と連携した環境活動・啓発の推進	市内の研究機関や事業者と連携し、環境啓発活動を行います。	市内の研究機関・事業者と連携した啓発活動	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者と連携した講座等は実施しなかった。	△	今後も、事業者と連携して啓発活動を推進していく。	環境課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針1(重点方針) パートナーシップの強化

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
61	他計画に基づく事業(評価の重複)	地球温暖化対策実行計画事務事業編(事業所としての自己評価)	市の公共施設での環境マネジメントシステムによる継続的改善	市の公共施設において環境マネジメントシステムにより、継続的な改善を進めます。	継続的な改善	エコオフィス推進委員会を5回開催し、若手職員に対し、地球温暖化防止対策や省エネルギーに関する意識づけを行うとともに、他の職員への啓発を行った。	○	次年度以降も、エコオフィス推進委員会を開催するとともに、職員に対し省エネルギー等の啓発を継続して行う。	総務人権課 関係課
62	計画との関連性について再検討	地球温暖化対策実行計画事務事業編(事業所としての自己評価)	環境に関する職員研修の実施	職員ボランティアの実施(職員互助会主催)と環境関連の職員研修等について検討します。	職員ボランティアの実施等	職員課主催のボランティアによる清掃活動を実施した。また、新人職員研修で和光市の環境について講義を行った。	○	今後も職員ボランティアによる清掃活動を継続していく。環境関連の職員研修等を引き続き実施する。	環境課
		職員研修計画				職員互助会ごみ拾いボランティアは令和3年6月30日(予備日7月1日)に予定していたが、どちらも雨天により実施できなかった。環境関連の職員研修は令和3年10月14日新規採用職員研修(後期)「和光市の環境について」を実施、職員合計22名が受講した。	○	現行の取組を維持し、引き続き職員に対する意識の向上を図る。	職員課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課	
63	該当する所管事業なし		市民参加・市民協働によるまちづくりの推進	協働事業提案制度や市民協働による環境関連事業を推進します。	協働事業提案制度や市民協働による事業の推進	新型コロナウイルス感染症の影響により、協働事業を実施しなかった。	×	今後もこの取組を継続するとともに、協働の担い手があれば、さらに広げていく。	環境課	
	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画				協働事業提案制度(廃止)は環境活動のみを対象とするものではない。	市民協働型管理により、ふれあいの森等の維持管理を行った。	○	団体の活動に対する支援を行うとともに、ふれあいの森の市民協働型管理を周知し、維持管理従事者の増加を図る。	公園みどり課
	実施主体の妥当性						令和3年度は、協働事業提案制度における事業提案がなかったが、継続して行われている環境関係団体の活動は支援できた。	○	令和4年度より協働事業提案制度は廃止となるが、引き続き、関係団体を支援し事業を推進していく。	市民活動推進課
64			地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援します。また、美化サポーター・公園サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図ります。	活動支援・登録促進	美化サポーター9団体への環境活動支援を行った。	◎	今後も美化サポーターによる環境活動の支援を継続していく。	環境課	
64	他計画に基づく事業(評価の重複)	みどりの基本計画	地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援します。また、美化サポーター・公園サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図ります。	活動支援・登録促進	令和3年度においては、公園サポーター活動支援事業への登録団体が1団体増加し、6団体に対して支援を行った。	○	団体の活動に対する支援を行うとともに、公園サポーター制度を周知し、登録団体、活動への従事者等の増加を図る。	公園みどり課	

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
64	目標への貢献度を再検討／効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		地域やボランティア団体と連携した環境活動の推進	市民活動団体等が行う、環境に関する活動を支援します。また、美化サポーター・公園サポーター団体への活動支援と団体登録の促進を図ります。	活動支援・登録促進	市民協働推進センターからのメルマガ配信やSNSを使い、環境関連団体の活動をPRし、活動の支援を行った。	○	引き続き、市民活動団体の活動支援及び新規登録団体の促進を図る。	市民活動推進課
65	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		湧水や緑などの自然環境に関する広報と市民活動への支援	自然環境マップを更新し、広く配付し、啓発を促します。	啓発活動	新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等が実施されず、啓発(自然環境マップの配布)の機会が減少した。	×	湧水・緑地への理解を深めていただくツールとして使用するため今後もイベント等を通じて配布する。	環境課
	令和3年3月に改訂した自然環境マップについて、ホームページへの掲載等により周知を行った。					○	今後も引き続き、広く周知を図り、啓発を続ける。	公園みどり課	
	市民協働推進センターからのメルマガ配信やSNS発信、交流スペース等を活用し、啓発できた。					○	引き続き、情報発信を行っていく。	市民活動推進課	
66	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)		環境に関する広報広聴活動の充実	ホームページ等を活用し、環境に関するPR活動を行います。	啓発活動	和光市の自然環境をPRするためのツールとして和光市自然環境マップを環境課窓口に配架し、貴重な生物等に関する情報をホームページに掲載した。また、事業者向けにホームページで情報提供を行っている。	◎	今後も市民等に分かりやすい情報を提示するため、ホームページの構成の工夫、最新情報への更新に努める。	環境課

望ましい姿4 環境を育てる心がつながるまち
方針2 環境活動の支援・推進

番号	見直し理由	法令・計画等	基本計画・施策	実行計画内容	計画に掲げた初年度(R3)の取組事項	取組内容	取組状況の評価《選択》	次年度以降の取組方針	担当課
67			環境活動を行うボランティアやNPOの育成と支援	市民協働による環境活動を支援します。	活動支援	河川や公共施設での市民協働による環境活動を支援した。	◎	今後も市民協働による環境活動の支援を継続していく。	環境課
68			環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境づくり市民会議等を通じた市と環境団体との連携を図ります。	環境団体との連携	取組は、環境づくり市民会議をはじめ各環境団体との会議を通じた情報共有にとどまった。	○	各環境団体との具体的な連携の内容を協議して定める。	環境課
68	他計画に基づく事業(評価の重複)／計画との関連性について再検討	史跡午王山遺跡保存活用計画	環境学習・環境活動のための拠点づくり	環境づくり市民会議等を通じた市と環境団体との連携を図ります。	環境団体との連携	午王山を守る会と連携をし、午王山遺跡の史跡整備を進めている。	○	今後も引き続き環境団体と連携していく。	生涯学習課
69	効果の測定が困難なもの(情報提供・情報発信等)／実施主体の妥当性		環境活動に関する催し物・講演会・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会等と連携した催し物や交流事業を開催します。	催し物・交流事業の開催	埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会とは新型コロナウイルス感染症の影響により、催し物等を実施しなかった。	×	引き続き埼玉県地球温暖化対策西部地域協議会連絡会と行政との連携を図っていく。	環境課
						実施をしなかった。	×	今後実施について検討していく。	生涯学習課